

共通仕様書(建設関連業務)[発注者支援業務] 新旧対照表

現行条文(令和2年10月)						新条文(令和3年10月)						備考			
章	節	条	項	項以下	章節条(項目見出し)	現行条文	章	節	条	項	項以下		編章節条(項目見出し)	新条文	
1		102				用語の定義		1		102	28		用語の定義	「連絡」とは、調査職員と受注者の間で、契約書第19条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	
1						用語の定義		1		102	29		用語の定義	「電子納品」とは、電子成果物を納品することをいう。	
1		102				用語の定義		1		102	30		用語の定義	「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。 なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。	
1		102				用語の定義	「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名または捺印したものを有効とする。 (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。 (2) 電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。		1		102	31		用語の定義	「書面」とは、発行年月日を記録し、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。 ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。
1		114	4			成果物の提出	受注者は、電子納品により成果物を提出する場合は、「土木設計業務等の電子納品運用に関するガイドライン(案)」などを参考に、電子データにより成果物を提出するものとする。		1		114	4		成果物の提出	受注者は、電子納品により成果物を提出する場合は、「土木設計業務等の電子納品要領(国土交通省・令和2年3月)(以下「要領」という。))」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」に特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。 なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【業務編】(国土交通省・令和2年3月)」に基づくものとする。
		116	3			検査	(2) 業務管理状況の検査 業務の状況について、書類、記録等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については「土木設計業務等の電子納品に関する運用ガイドライン(案)」などを参考にするものとする。				116	3		検査	(2) 業務管理状況の検査 業務の状況について、書類、記録等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン【業務編】(国土交通省・令和2年3月)」に基づくものとする。